

令和8年度 総務省 地域社会DX推進パッケージ事業（推進体制構築支援） 伴走支援事業者の公募に係るQA

(1)契約書	Q1-1	<ul style="list-style-type: none"> 提示されている契約条件（案）について、実務上のスキームに応じて、契約内容を個別に調整することは可能か？ 調整可能な範囲・前提条件は？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前提として、総務省と弊社の間で基契約を逸脱、及び他社と公平性を欠く契約はできませんので、基本的にはお示ししている契約書案にて契約いただくことを前提としております。 ✓ 従いまして、応募にあたっては契約書案に同意できることを前提にご提案ください。 ✓ 上記を踏まえた上で、提案に際してどうしても調整が必要な場合は、個別に回答させていただきますので、変更したい内容をご提示ください。
	Q1-2	<ul style="list-style-type: none"> 提示されている契約条件（案）について、前回とフォーマットが異なるが、内容的な変更はあるか？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 書き方の違いはありますが、基本的には大きな変更はございません。 ✓ 別紙として確定検査や情報管理要領が記載されていること。また公募要領記載の事項についても確認いただく必要がございます。
(2)コンソーシアム協定書	Q2-1	<ul style="list-style-type: none"> 提示されているコンソーシアム協定書（案）について、前回事業時に了承いただいている「共同企業体協定書」というタイトルと内容で進めても良いか？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ コンソーシアム協定書については、参考として提示している内容が網羅されている場合は、タイトルを変更頂いても構いません。 ✓ すべて同じである必要はありませんが、情報管理や事業実施責任、費用負担、精算など代表団体が事務局と結ぶ契約がコンソーシアムとして参加される企業にも同様に影響することが明記されているものとしてください。
(3)説明会	Q3-1	<ul style="list-style-type: none"> 説明会に参加できなかったのだが、公募説明会の録画等を共有いただくことは可能か？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 恐れ入りますが、録画等を共有することはできません。 ✓ 説明会では主に公募要領の内容についてご説明しましたので、応募される場合は、公募要領をご確認頂ければと存じます。

令和8年度 総務省 地域社会DX推進パッケージ事業（推進体制構築支援） 伴走支援事業者の公募に係るQA

(4)セキュリティを確保するための体制を整備した旨の誓約書	Q4-1	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する書類（自由フォーマット）について、いつまでに、何を記載したものを提示すればよいか？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募要領の31頁に記載の「セキュリティを確保するための体制を整備した旨の誓約書」は、情報セキュリティ体制の整備ができることをお約束いただく文書（様式自由）であり、提案書など他の書類と一緒に令和8年4月28日の15時までにご提出ください。 ✓ 体制整備として求められる内容は、公募要領の28頁の情報セキュリティ等、及び35頁の別添2の情報保護・管理要領の内容となります。 ✓ 契約時に、契約条件(案)の別紙3「情報保護・管理要領」に基づく「情報管理計画書」の作成・承認が必要となりますので、公募要領と合わせてご確認のうえ、誓約書の作成をお願いいたします。
	Q4-2	<ul style="list-style-type: none"> 【new】誓約書のサンプルをご提示いただくことは可能か？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ セキュリティを確保するための体制を整備した旨の誓約書のサンプルを事務局のwebサイトに掲載しますので参考にしてください。 ✓ なお、様式は自由ですので、このサンプルを必ずしも活用する必要はありません。
(5)事務局への相談	Q5-1	<ul style="list-style-type: none"> 応募期間中に申請内容に係る事務局への相談は可能か？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募期間中に申請内容に関するアドバイス等の相談はできませんが、公募要領等の内容の確認などの相談は可能ですので、その場合は事務局へ電子メールでご連絡下さい。 ✓ なお、相談の受付は令和8年4月24日（金）正午までとなっておりますのでご注意ください。
(6)提出書類	Q6-1	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアム協定書は、4月28日の応募書類提出時点では不要で、採択後に提出で問題ないか？
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4月28日の応募書類提出時にコンソーシアム協定書の提出は必要ありません。 ✓ 事務局と業務委託（請負）を締結する際に必要となります。